

株主各位

第64回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ① 事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」…………… 1 頁
- ② 事業報告の「7. 会社の支配に関する基本方針」…………… 4 頁
- ③ 連結計算書類の連結注記表…………… 5 頁
- ④ 計算書類の個別注記表…………… 1 4 頁

法令および当社定款第19条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.noritz.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社ノーリツ

①事業報告の「6. 業務の適正を確保するための体制」

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定して、その遵守を図る。

また、全社コンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員（ＣＣＯ）を選任し、コンプライアンス経営を推進する。

さらに、法務室が当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。

その他、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。

また、財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、①株主総会議事録、②取締役会議事録、③監査役会議事録の法定作成文書をはじめ、④当社委員会・会議等の各議事録、⑤決裁書類等の取締役の職務執行に係る情報を、関連資料とともに「文書管理規程」に基づいて、文書（電磁的記録を含む）により保存する。また、保存期間および保存部門は同規程において定める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社は、「品質保証委員会」および「ＣＳＲ委員会」等において、当社の事業活動推進にあたって想定されるリスクについて評価し、対応方針・具体的対策等を検討して各部門へ指示等を行う。

特に、品質問題については「品質保証推進統括部」が当社グループ全体の品質保証業務を横断的に統括管理し、迅速・正確に問題の解決を図る。

また、「危機管理規程」を制定し、企業リスクを事前に回避するとともに、被害発生時にその損害額を最小化するために、全社リスク統括責任者である管理本部長を中心として、全社のリスク管理体制構築の活動を推進する。

さらに、監査室が各部門に対しリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い、必要に応じ代表取締役を通じて取締役会に報告し、改善策が講じられる体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

当社は、中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。

また、経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会および経営会議等の会議体を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。

さらに、執行役員制度を導入することにより経営の意思決定、監督と職務執行の機能を明確に分離し、取締役の機能強化ならびに職務の効率性を確保する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

当社は、コンプライアンスを法令、定款、社内規程および社会規範等の遵守も含めた「企業倫理の遵守」と定義し、当社グループの役員および従業員を対象に「ノーリツグループ行動基準」を制定し、その遵守を図る。

また、全社コンプライアンス統括責任者として企業倫理担当役員（CCO）を選任し、コンプライアンス経営を推進するとともに、法務室が当社グループ全体のコンプライアンス推進・統括を担い、当社グループの役員および従業員に対する教育、各部門への指示等を行う。

さらに、法令・定款等の遵守状況は、監査室による内部監査によってモニタリングされ、監査結果を取締役および監査役に報告する。

その他、内部通報制度として「ノーリツホットライン」を設置し、法令違反のみならずコンプライアンスに関する疑義について当社グループの役員および従業員が情報提供・相談できる体制を構築する。

また、財務報告の信頼性を確保するために、財務に係る業務の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

(6) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社グループ各社は、それぞれ企業倫理担当役員（CCO）を選任し、各社の役員および従業員に対して「ノーリツグループ行動基準」に基づく教育、指示等を行い、コンプライアンス経営の推進に努める。

当社法務室および監査室は、当社グループ各社のコンプライアンス推進活動、監査等について各社の企業倫理担当役員と定期的な意見交換を行い、当社グループ全体の業務の適正確保に努める。

また、グループ各社の業務遂行と当社グループ全体の成長を整合させるため、「関係会社管理規程」を制定し、「グループ経営会議」においてグループ各社の共通課題に取り組み、業務の適正確保に努める。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び同第2号)

監査役より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の業務を補佐する期間・必要人数を確認し、適任者を選定して、監査役会の承認の上で当該使用人を任命する。

監査役職務補助者は、業務執行にかかる役職を兼務しないこととし、補助期間内における監査役職務補助者への指示・命令・評価は監査役会が行う。

- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

各監査役は、取締役会への出席はもちろん、その他の会議への出席権限を有し、取締役および使用人は、当社経営に重大な影響をおよぼす可能性のある事項については、当該会議において監査役に報告する他、緊急を要する場合は、その都度監査役に報告する。監査役は必要に応じ、いつでも、取締役または使用人に対して報告を求めることができる。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、監査室とは適宜、内部監査の計画・結果等について報告を求め、助言および意見交換を行う。

②事業報告の「7. 会社の支配に関する基本方針」

当社は、平成19年2月13日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）の採用を決定し、平成19年3月29日開催の第57回定時株主総会において、本対応方針の採用を決議いたしました。また、平成22年3月30日開催の第60回定時株主総会、および平成25年3月28日開催の第63回定時株主総会において、本対応方針を一部改定した上で継続することを決定いたしました。本対応方針の概要は以下のとおりであります。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付行為を行う大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、当社株主の皆様に対して、このような買付行為を受け入れるかどうかの評価・検討に必要な大規模買付者からの情報及び当社取締役会による評価・検討に基づく意見を提供し、さらに場合によっては、当社株主の皆様が当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障するとともに、当社株主の皆様に対して、熟慮に必要な時間を確保するものであり、これにより当社株主の皆様が適切な判断をできるようにすることを目的としています。

当社取締役会は、大規模買付ルールが遵守されなかった場合や、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、当社取締役会から独立した組織として弁護士等社外有識者で構成する特別委員会の助言・勧告を受け、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。

大規模買付ルールの概要は、次のとおりであります。

- ① 大規模買付ルール遵守表明書の提出（大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社宛に大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した表明書を提出していただくこととします。）
- ② 大規模買付情報の提供とその開示（大規模買付ルール遵守表明書を受領した後10営業日以内に、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために提供していただく情報のリストを大規模買付者に交付し、速やかに当該リストに記載された情報を提供していただくこととします。）
- ③ 取締役会評価期間及び株主熟慮期間の設定等（当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間または90日間を取締役会による評価期間として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間満了後30日間は、当社株主の皆様が、大規模買付者から提供された情報及びこれをもとにした当社取締役会の意見や代替案等を考慮して、大規模買付者からの提案に応ずるか否か等について適切な判断をしていただくための株主熟慮期間といたします。）

③連結計算書類の連結注記表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〕

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……………22社（㈱エヌティーエス 他21社）

当連結会計年度において、Sakura(Cayman)Co., Ltd.の株式を取得したことにより、同社とその子会社である櫻花衛厨(中国)股份有限公司等5社を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、連結子会社でありました㈱ユービック及び能率香港集团有限公司の2社が清算終了したことにより、当連結会計年度において連結の範囲から除外しております。

非連結子会社の数……………8社（㈱北野ノーリツ 他7社）

なお、非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している会社はありません。持分法を適用していない㈱北野ノーリツほか非連結子会社7社及び関連会社の第一電子産業㈱は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産

製品・仕掛品……………総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品……………当社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）または最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料……………当社は総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、連結子会社は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）または最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法
(リース資産を除く) ただし、平成10年4月1日以降の新規取得の建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)
当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成25年1月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。
- ② 無形固定資産……………定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 製品保証引当金……………製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去3年間の実績負担率により算定した額を基礎に計上しております。
また、個別に見積もり可能なアフターサービス費用についてはその見積額を計上しております。
- ⑤ 製品事故処理費用引当金……………特定の給湯器及びガスコンロ等の自主点検活動により発生する費用に備えるため、必要と認めた費用見積額を計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
- ⑦ 役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約 ……	外貨建債権債務
商品スワップ ……	原材料購入代金

③ ヘッジ方針

外貨建債権債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約を、原材料購入の価格変動リスクを回避する目的で商品スワップを行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

商品スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を確認することにより実施しております。また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、10年以内の一定期間で均等償却を行っております。ただし、金額の重要性が乏しい場合には、発生した年度の損益として処理しております。また、負ののれんについては一括償却しております。

なお、平成22年3月31日以前に行われた企業結合において発生した負ののれんについては5年間の均等償却を行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産

商品及び製品	9,941百万円
仕掛品	702百万円
原材料及び貯蔵品	5,809百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 85,930百万円

(3) 保証債務

㈱九州ノーリツ銀行借入債務	72百万円
---------------	-------

(4) 満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。当連結会計年度の末日が銀行休業日のため、次の同日現在の満期手形が残高に含まれております。

受取手形	1,032百万円
支払手形	395百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	50,797,651	—	—	50,797,651	
合 計	50,797,651	—	—	50,797,651	
自己株式					
普通株式	2,977,028	1,750	19	2,978,759	(注)
合 計	2,977,028	1,750	19	2,978,759	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	765百万円	16円	平成24年12月31日	平成25年3月29日
平成25年8月5日 取締役会	普通株式	717百万円	15円	平成25年6月30日	平成25年9月20日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	717百万円	15円	平成25年12月31日	平成26年3月31日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については預金や安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については銀行借入によっております。また、デリバティブ取引は、為替の変動リスクや原材料の価格変動リスクのヘッジを目的として実需の範囲内に限定しております。

受取手形及び売掛金は、販売管理規程等に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。また、外貨建ての営業債権は、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。また、投資有価証券については主に取引先企業との業務に関連する株式であり、取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金はほとんどが1年以内の支払期日であります。短期借入金は営業取引に係る資金調達であります。営業債務や借入金は資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行及び管理は、取引内容や担当組織及び取引権限等を定めた社内規程に基づいて実施しております。また、デリバティブ取引の契約先は信用力の高い金融機関に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	27,090	27,090	—
(2) 受取手形及び売掛金	59,343	59,343	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	29,479	29,492	13
① 満期保有目的の債券	4,499	4,512	13
② その他有価証券	24,979	24,979	—
資産計	115,912	115,925	13
(1) 支払手形及び買掛金	40,937	40,937	—
(2) 短期借入金	3,182	3,182	—
負債計	44,120	44,120	—
デリバティブ取引	5	5	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、一部の売掛金は為替予約の振当処理の対象とされています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価につきまして、株式は取引所の価格によっております。債券は、取引先金融機関から提示された価格によっております。また、コマーシャルペーパーは短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該ヘッジ対象の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額669百万円）は、市場時価がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3) 有価証券及び投資有価証券には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,230円97銭
(2) 1株当たり当期純利益	133円58銭

9. その他の注記

1. 株式取得による企業結合

Sakura(Cayman)Co.,Ltd.の株式取得による櫻花衛厨(中国)股份有限公司等の子会社化

イ. 企業結合の概要

(1)被取得企業等の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：Sakura(Cayman)Co.,Ltd.

事業の内容：給湯器等の製造・販売を行う櫻花衛厨(中国)股份有限公司株式(90%)の間接的な保有

②被取得企業が直接的に保有する子会社の概要

対象企業の名称：Sakura China Holdings(Hong Kong)Company Limited

事業の内容：給湯器等の製造・販売を行う櫻花衛厨(中国)股份有限公司株式(90%)の直接的な保有

③被取得企業が間接的に保有する子会社の概要

対象企業の名称：櫻花衛厨(中国)股份有限公司

事業の内容：給湯器、ガスコンロ、レンジフード及びその他の厨房機器、サニタリー設備、キッチン・サニタリーの電気製品及びその部品、並びにキッチン家具、厨房設備、サニタリー家具等の家庭用家具・設備の生産
自社生産商品の販売及び自社製品に対する修理、据付等のアフターサービスの実施

(2)企業結合を行った主な理由

当社は中国をグローバル戦略上の重要性、市場規模及び今後の市場成長性、当社製品の販売拡大可能性の観点から、重点エリアと位置付けており、同地域において事業基盤を確保・拡大することが当社の長期的な成長に資するとの判断から、当該株式を取得いたしました。

(3)企業結合日

平成25年7月22日

(4)企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

Sakura China Holdings(Hong Kong)Company Limited及び櫻花衛厨(中国)股份有限公司を保有するSakura(Cayman)Co.,Ltd.の議決権を55%取得いたしました。

また、櫻花衛厨(中国)股份有限公司の少数株主より、同社株式の6.11%を取得しております。

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を交付した当社を取得企業としております。

ロ. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年10月1日から平成25年12月31日まで

ハ. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	9,769百万円
取得に直接要した費用	285百万円
取得原価	10,055百万円

ニ. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1)発生したのれん金額

6,410百万円

なお、のれん金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2)発生原因

取得原価が受入れた資産及び引受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3)償却の方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

ホ. 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	9,750百万円
固定資産	4,246百万円
資産合計	13,996百万円
流動負債	7,315百万円
固定負債	499百万円
負債合計	7,814百万円

2. 減損損失

当連結会計年度において当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	機械装置及び運搬具、土地等	茨城県土浦市	307
	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	群馬県前橋市	304
売却予定資産	建物、土地	横浜市港南区ほか	83
合 計			695

(1)減損損失の認識に至った経緯

住設システム分野の事業用資産については競争の激化によって収益性が著しく悪化したことにより、投資の回収が困難と判断されることから、減損損失として特別損失に計上しております。また、正味売却価額が帳簿価額を下回った売却予定資産については、帳簿価額のうち回収可能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2) グルーピングの方法

事業用資産については製品及び市場の類似性を考慮して区分し、売却予定資産については個々の資産ごとにグルーピングしております。

(3) 回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は土地・建物については不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、固定資産税評価額及び売却予定価額に基づいて評価しております。その他の資産については、正味売却価額を零として算定しております。

④計算書類の個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ……時価法

③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料……総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品・貯蔵品……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）

ただし、平成10年4月1日以降の新規取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、平成25年1月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年12月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘察し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の期間対応相当額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品保証引当金……製品販売後のアフターサービス費用に備えるため、売上高を基準として過去3年間の実績負担率により算定した額を基礎に計上しております。

また、個別に見積り可能なアフターサービス費用についてはその見積額を計上しております。

⑤ 製品事故処理費用引当金……特定の給湯器等の自主点検活動により発生する費用に備えるため、必要と認められた費用見積額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約 ……	外貨建債権債務
商品スワップ ……	原材料購入代金

③ ヘッジ方針

外貨建債権債務に係る将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約を、原材料購入の価格変動リスクを回避する目的で商品スワップを行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

商品スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係を確認することにより実施しております。また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替の変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜き方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	8,662百万円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	2,673百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	22,805百万円
(4) 関係会社に対する長期金銭債務	4百万円
(5) 有形固定資産の減価償却累計額	55,018百万円
(6) 保証債務	
㈱九州ノーリツ銀行借入債務	72百万円
ノーリツ アメリカ コーポレーション銀行借入債務 (外貨建銀行借入債務)	105百万円
合計	177百万円

(7) 満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。当事業年度の末日が銀行休業日のため、次の同日現在の満期手形が残高に含まれております。

受取手形	962百万円
------	--------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	10,431百万円
	仕入高	66,880百万円
	営業取引以外の取引高	3,145百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数 (株)	当 事 業 年 度 期 末 株 式 数 (株)	摘 要	
自 己 株 式						
普 通 株 式	2,977,028		1,750	19	2,978,759	(注)
合 計	2,977,028		1,750	19	2,978,759	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であり、減少は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	605百万円
貸倒引当金	122百万円
製品保証引当金	272百万円
製品事故処理費用引当金	8百万円
退職給付引当金	2,259百万円
有価証券評価損	1,430百万円
減損損失	396百万円
その他	485百万円
繰延税金資産小計	5,582百万円
評価性引当金	△1,787百万円
繰延税金資産合計	3,794百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△3,033百万円
資産除去債務	△3百万円
特別償却準備金	△251百万円
その他	△2百万円
繰延税金負債合計	△3,290百万円
繰延税金資産の純額	503百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	大成工業(株)	兵庫県 明石市	95	温水機器等 の部品類の 製造	(所有) 直接 100	当社部品の製 造 役員の兼任	部品の購入	12,687	買掛金	5,647
	信和工業(株)	兵庫県 明石市	10	温水機器等 の部品類の 製造	(所有) 直接 100	当社部品の製 造 役員の兼任	部品の購入	4,551	買掛金	1,562
	(株)アールビー	茨城県 土浦市	88	温水機器・住 設システム 機器の製造	(所有) 直接 100	当社製品の製 造 役員の兼任	製品の仕入	9,884	買掛金	1,710
	(株)ハーマン	大阪府 大阪市	310	温水機器・厨 房機器の製 造・販売	(所有) 直接 100	当社製品の 仕入 役員の兼任	製品の仕入 受取配当金	22,067 241	買掛金	8,169
	能率(中国) 投資有限公司	中華人民 共和国 上海市	千米 \$ 35,500	中国の生産会社 の統括管理及び 温水機器の販売	(所有) 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	— 17	長 貸付 期 金 未 収 利 息	1,877 8

(注) 1. 消費税等の会計処理は税抜き方式によっているため、期末残高には消費税等の額を含んでおりますが、取引金額には消費税等の額は含んでおりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

製品、商品及び部品の販売についての価格等の取引条件は市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,835円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 109円35銭 |

8. その他の注記

1. 減損損失

当事業年度において当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
事業用資産	機械及び装置、工具器具備品、土地	茨城県土浦市	259
	機械及び装置、工具器具備品	群馬県前橋市	61
売却予定資産	建物、土地	横浜市港南区ほか	79
合 計			399

(1)減損損失の認識に至った経緯

住設システム分野の事業用資産については競争の激化によって収益性が著しく悪化したことにより、投資の回収が困難と判断されることから、減損損失として特別損失に計上しております。また、正味売却価額が帳簿価額を下回った売却予定資産については、帳簿価額のうち回収可能価額を超過した額を減損損失として特別損失に計上しております。

(2)グルーピングの方法

事業用資産については製品及び市場の類似性を考慮して区分し、売却予定資産については個々の資産ごとにグルーピングしております。

(3)回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は土地・建物については不動産鑑定士による不動産鑑定評価額、固定資産税評価額及び売却予定価額に基づいて評価しております。その他の資産については、正味売却価額を零として算定しております。

2. 重要な後発事象

(重要な子会社等の解散)

当社は、平成26年1月31日開催の取締役会において、連結子会社である上海能率有限公司の関連する資産の処分が完了したため、解散及び清算の決議をいたしました。

(1)当該子会社の概要

- ①名称：上海能率有限公司
- ②事業内容：温水機器の製造
- ③持分比率：100%（うち、10%は間接保有）
- ④総資産：143百万元
- ⑤負債総額：6百万元

(2)解散及び清算の時期

平成26年12月までに清算を結了する予定であります。

(3)当該解散が業績に及ぼす影響

当該解散及び清算により、平成26年12月期の個別業績において、40百万元の清算益が発生する見込みであります。

(4)当該解散が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当該子会社の生産機能は、連結子会社である能率（上海）住宅設備有限公司へ移管しており、当該解散が当社の営業活動等へ及ぼす影響は軽微であります。

以上